

孤独・孤立対策の重点計画の素案等に関する意見募集の結果について

令和 3 年 12 月 28 日

内閣官房孤独・孤立対策担当室

「孤独・孤立対策の重点計画の素案等」に関する意見募集を以下の通り実施いたしました。

多くの貴重な御意見をお寄せいただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「孤独・孤立対策の重点計画の素案等」については、孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議における審議等を経て、孤独・孤立対策推進会議において孤独・孤立対策の重点計画として決定しています。

いただいた御意見は、その過程を通じて可能な限り反映するとともに、また、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

1. 意見募集対象

別紙参照

2. 意見募集期間及び意見提出方法

(1) 意見募集期間

令和 3 年 12 月 6 日（月）から 12 月 13 日（月）まで

(2) 意見提出方法

インターネット（電子政府の騒動窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、
電子メール、FAX、郵送

3. 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

提出者数 50 名（意見延べ 110 件）

(2) 寄せられた御意見の内容と、御意見に対する考え方

別紙のとおり。

※取りまとめの便宜上、本件に直接関係しない御意見等につきましては、
記載しておりません。

Ⅱ.1.孤独・孤立対策の現状

(1) 我が国における孤独・孤立に関する状況

御意見	御意見に対する 考え方
「単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性・つながりは希薄化の一途をたどってきた。」と記載されていると同時に、「インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきた。」とも記載されている。 「人々が関わり合いを持つことによって問題を共有しつつ相互に支え合う機会の減少をもたらし、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきた」という結論ではなく、インターネットの普及により全国民が相談相手になるというイノベーションが起こったとの結論になるのではないか。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
コロナと学校教育について記述がありましたが、控えめな表現のように感じました。コロナ休校中に入学した、現小学校2年、中学2年、高校2年生に不登校などの相談が多く、特に小学校低学年はソーシャルディスタンスやマスクの影響で感情の発露に障害が出ていると聞いています。孤独・孤立対策が子どもたちの育ちによりコミットして頂けたらと願っています。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、重点計画 p.4 の注で、孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている者の例示で「子ども・若者」を記載しています。
<新型コロナウイルス感染拡大後の状況>において、コロナ後遺症者やコロナワクチンによる長期の副反応が出た者について特筆すべきように見受けられる。 これらの症状については、認知度が向上しつつあるとはいえ社会の理解も進んでおらず、長期間寝たきりになる者も珍しくない。ゆえに、非常に孤独になり孤立化しやすい。しかも、コロナ後遺症については WHO の見解に基づけば感染者の 10 人に 1 人が後遺症になるとされており、日本国内の検査で陽性が確定した患者に限っても、1/10 とみなすと 17 万人以上が後遺症を持っている計算となる。 さらに、社会の理解・支援を促し、例えば当事者に無理をさせ退職・退学に至るといったことがないよう、孤独・孤立化を防止することがこれらの症状の回復にとっても非常に大切な要素となっている。したがって、文面の途中に「コロナ後遺症等により、これまで健康に働いていた人が、声を上げることが難しいほどの心身状態に追い込まれている」等追記すべきであると思慮する。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、重点計画 p.4 の注で、孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている者の例示で「メンタルヘルスの問題を抱える人」「心身の障害のある人」を記載しています。
家族がいる方は良いですが、独身や配偶者の喪失などで、独居の方などはより一層、孤独や孤立を感じる時間が増えたとも感じました。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
LGBTQ 等のマイノリティは、地方で生きづらさを感じ、地縁・血縁をあえて避けて、都会に移住する人たちが一定いる。地方での多様性への無理解を	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

孤独・孤立の一要因として入れてほしい。 未婚化が要因にあげられているが、現状、同性同士の場合は結婚したくてもできない状況がある。私たちの調査では、ゲイ男性等に単身世帯が多いが、法による差別が、パートナーシップの継続を難しくし、単身世帯の増加の要因にもなっていることを追記してほしい。 未婚化・晩婚化の大きな要因の一つとして、強固な性別役割分担意識と、性別による学歴や収入の格差を追記してほしい。	いただきます。 なお、重点計画基本方針（１）③においては、「孤独・孤立や「共に生きる」について国民一人ひとりの理解・意識や機運を社会全体で醸成して高めていけるよう・・・情報発信・広報及び普及啓発、制度の検証、幼少期から「共に生きる力」を育む教育を推進する。」と記載しています。
性的指向や性自認が要因になっている自殺者数、DV 相談数（また、相談できていない数）、不登校児童生徒数は把握されていないのではないかと思います。基礎データの充実が必要である。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
「2020 年」と同 19 行目「令和 2 年」とは、どちらかに紀年法を統一したほうがよい。（p.3）	頂いた御意見を踏まえ、元号と西暦を併記するよう統一しました。
「過去最高」は「100 人増」を指しているという理解でよろしいか。（p.3）	児童生徒の自殺者数 499 人が過去最高です。
19 行目に「対前年比」とあるので、「対前年度比」は「対前年比」の誤記ではないか。（p.3）	頂いた御意見を踏まえ、「対前年比」に修正しました。
「同年」は「令和 3 年」のほうがよい。（p.5）	頂いた御意見を踏まえ、修正しました。
（２）これまでの政府の取組	
御意見	御意見に対する考え方
「孤独・孤立対策に関するフォーラム」を計 10 回開催したとありますが、その中に「精神疾患による孤独・孤立」について発表する方がいらっしゃいませんでした。なぜ、フォーラムで取り上げられなかったのでしょうか。 有識者の中に、精神疾患の孤独・孤立対策にお詳しい方は入っていらっしゃらないですか。この問題の解決なくして、「孤独・孤立対策」は考えられないほどの最重要課題かと思います。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

Ⅲ.1.孤独・孤立対策の基本理念	
（１）「孤独」「孤立」双方への対応	
御意見	御意見に対する考え方
まず、孤独・孤立が解消されることにより、抱える問題が良好な状態になることがここで示されていないので、明示する必要性を感じます。例えば、不登校で苦しむ家族は、そこに孤独があるとは気が付いていません。	重点計画基本理念（１）においては、「孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を

教育的・福祉的な支援や人との結び付きにより、家族の孤立が解消されたことで不登校状況は続いたとしても、家族が平穏になり問題解決となります。(育児や介護などあらゆる問題は、同じ道筋だと思います。)	伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要である。」としており、その対応が重要であることを示しています。
p.6 中段の「※」にて、孤独・孤立に至る当事者が列挙されています。当事者をイメージする上で表記することは重要だと思いますが、例えば「若者」や(障がい者認定を受けていない)「心の病に苦しむ人」、(薬物やアルコール等の)「依存症者」、(原発事故)「避難者」が抜け落ちており、含めるべきと考えます。 また「シングルマザー等の困難を抱える女性」と表記されていますが、シングルファーザーも孤立を抱えがちであり、「ひとり親、困難を抱える女性」と表記した方がより包摂的と考えます。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画 p.4 の注の例示に、「メンタルヘルスの問題を抱える人」「ひとり親」、「若者」、「薬物依存等を有する人」を記載しました。
当事者として「LGBTQ」が入っていることを高く評価したい。各種の調査でも LGBTQ のメンタルヘルスは一般の統計より数倍悪く、特にトランスジェンダーで非正規雇用比率が高い(そのため収入も低い)と出ており、孤独・孤立リスクは非常に高いと考えられる。 当事者として、発達障害を抱える人を追記してほしい。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画 p.4 の注の例示に、「心身の障害あるいは発達障害等の障害ある人」を記載しました。
「孤独・孤立対策の基本理念」において、当事者の具体例として「在留外国人」が挙げられている。「在留外国人」とは、在留資格上の在留期間が3月を超える外国人を指す用語であり、短期滞在や非正規滞在の難民申請者が、施策の対象外とされることが懸念される。よって、「在留外国人」を「日本で暮らす全ての外国人」に修正すべきである。 正規滞在の難民申請者の中には、実質的に3月を超えて滞在しているが、在留資格上の在留期間が3月であり、「短期滞在」とされる者がいる。また、2020年に難民申請を行った者のうち、約6%にあたる215人が非正規滞在者であった。さらに、2020年末時点の被退令(退去強制令書)仮放免者のうち、1,535人が難民申請中である。仮放免中の難民申請者は、住民登録が行われないため地域による支援が届きにくく、就労が認められないことから、「つながりや助けのない状態(p.6)」に特に置かれやすい。 孤独・孤立による「痛みや辛さ(p.6)」への対応の必要性は、在留資格の有無や在留期間(※)によって左右されるものではない。むしろ、難民認定を得るまでの不安定さの中で、迫害のおそれから逃れた異国の地において、孤独・孤立が難民申請者に与える影響は非常に大きい。施策の対象者を、日本で暮らす外国人の一部に限定することは、「誰ひとり取り残さない(p.6)」との基本方針にも反するものであり、見直されるべきである。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画のp.4の注では「外国人」と記載しました。
p.6の当事者(※)について、孤独・孤立状態になる可能性のある当事者イメージが並べられていますが、具体的な記載によって施策が検討されやすい反面、「当事者」として限定列挙することで、p.7に記載がある「孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰でも起こり得る」という考え方と矛盾が生じます。 「孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる場面において誰でも起こり得る」ことを明記したうえで、つながりや助けを失うリスクの高い人の属性や環境として、「たとえば」という形で挙げることを提案します。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画 p.4 においては、「孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者として、例えば」と記載するとともに、「ただし、孤独・孤立は誰にでも起こり得ることから、孤独・孤立はす

p.6の4ポツ目について、孤独・孤立状態に置かれた人への支援に加え、そうした状態になる前の予防的な活動にも目を向ける必要があると考えます。 ○以下の文章に、下線部分を加えることを提案します。 「○一律の定義の下で所与の枠内での施策の実施ではなく、「孤独」「孤立」の双方に対して当事者の状況等に応じた多様なアプローチ手法により施策を実施するとともに、<u>孤独・孤立状態を未然に防ぐ多様なつながりの機会が生まれる地域づくりを支援する。</u>」	すべての国民が対象となる。」という文を加えました。 また、「未然に防ぐ」という御意見を踏まえ、重点計画の基本理念で、孤独・孤立対策においては、予防の観点が重要である旨を記載しました。(p.5) さらに、「(3) ①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」と記載しました。
理念にあるように、「孤独・孤立」は人生において誰にでも起こりうる問題であり、属性によって分けられることがないような政策が必要だと思えます。この基本理念の中で、国籍や在留資格で区別されやすい「在留外国人」が当事者として例示されていることは評価できます。ただし、国籍や在留資格だけで「孤立・孤独」になるわけではなく、「在留外国人であり、尚且つ子育て期の親」というケースのように、要素が複合的に関係していることに留意すべきだと思います。ここに例示された当事者の何割かに、「在留外国人」が含まれるという視点が必要だと思います。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画 p.6 基本理念(2)では、「政府の孤独・孤立対策においては・・・、まずは当事者の目線や立場に立って、孤独・孤立を生む要素が複合的に絡み合った困難な課題を含め、当事者一人ひとりのライフステージや属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で、施策を推進する」と記載しました。
p.6の3ポツ目の、「○孤独・孤立に至る背景や当事者が置かれる状況は多岐。孤独・孤立の感じ方・捉え方は人によって多様。」という記載を支持する。ただし、※の当事者の限定列举は削除する。 ここに記載されている通り、孤独・孤立の感じ方・捉え方は人によって多様である。あらゆる人がその状態になることが考えられ、例示されているような人だけが孤独・孤立状態に陥るわけではないし、逆に例示されている状態にある人が必ずしも孤独・孤立状態にあるわけではないため。 p.6の4ポツ目の、「○一律の定義の下で所与の枠内での施策の実施ではなく、「孤独」「孤立」の双方に対して当事者の状況等に応じた多様なアプローチ手法により施策を実施。」を「○一律の定義の下で所与の枠内での施策の実施ではなく、「孤独」「孤立」の双方に対して当事者の状況等に応じた多様なアプローチ手法により施策を実施するとともに、孤独・孤立状態を未然に防ぐ多様なつながりの機会が生まれる地域づくりを支援する」に修正する。 ここで記載されている当事者の状況等に応じたアプローチを行うには、当事者の特定が必要となる。当事者を特定してサービスを提供するアプローチは現に深刻な課題に直面している人に対しては重要であるが、特定されること自体が分断を生むなどのリスクになることにも配慮が必要である。当事者として分類をされずともくらしやすい、包摂的で多様なつながりのある地域をつくることが重要である。	重点計画 p.4 の注における列举されている者は限定ではなく、例示です。そのことが明確になるよう「孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者として、例えば」と記載するとともに、「ただし、孤独・孤立は誰にでも起こり得ることから、孤独・孤立はすべての国民が対象となる。」という文を加えました。 また、「未然に防ぐ」という御意見を踏まえ、重点計画の基本理念、基本方針で、孤独・孤立対策においては、予防の観点が重要である旨を記載しました。(p.6) さらに、「(3) ①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な

	「つながり」の場となる居場所の確保」と記載しました。
(2) 当事者や家族の立場に立った施策の推進	
御意見	御意見に対する考え方
自分の身近で起きた悲しい経験から、孤独、孤立状態に陥った方でも、少し前までは働いていたし、プライドがあるため自分の力でぎりぎりまで頑張ろうとし、家族や知り合いに SOS を出さない人もいる、という事がわかりました。また、徐々に状況が悪くなるため、SOS を出すタイミングも難しいと思います。 今の状況では死ぬしかない、という考え方を変えてもらうため、具体的な事例を見せ、あなた以外にも近い状況の方はたくさんいます、こんな状況でも大丈夫だという事を伝えないといけないと思います。 残された家族や友人は、助けてあげられなかったという罪悪感から同じように塞ぎ込み、うつ病になるなど負の連鎖が起きるという事も理解していただき、自殺願望やセルフネグレクトから脱出したい、と一瞬でも思ってもらうために支援を受けているという事を家族や友人に知られずに受けられる制度にして当事者の方に周知できると良いと思います。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画の基本理念の冒頭で、「孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声をあげることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではない」と記載しました。 また、頂いた御経験については、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
下記項目を追記頂きたい。 「○当事者は、自らが困難な状況に陥っていること、またその理由が孤独・孤立からくることに気づいていないことが多い。○そのため当事者が声を上げなくても、支援者は寄り添う支援を開始し、当事者が自らの困難な状況に気づいて支援を受け入れる気持ちになることを目指す。」	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針(3) ②アウトリーチ型支援体制の構築では、「孤独・孤立の問題を抱えているが支援を求める声を上げることができない当事者や家族等を支援につなげることができるよう、その意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進する。」と記載しています。
当事者・家族に加え、「当事者の友人・知人」など家族の代替機能を果たす者も悩みや困難を抱える場面が多数見受けられます。「当事者・家族等」の表記は如何でしょうか。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本理念(2)の項目は、「当事者や家族等の立場に立った施策の推進」としました。
「孤独」を感じ、対策を望んでいる方への対応は段階を持って接して頂きたいと思う。考慮されていると思いますが、いきなりトップギアに入れることのないよう慎重にカスタマイズいただけたらと思う。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 また、重点計画 p.9 においては、「孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等に対して、一人ひとりの相談時の心理的負担に留意しつつ多様な状況に即した相談支援を行えるよう・・・」としています。

増え続けている高齢単身世帯に対する、そしてその人の死後についても見据えたアプローチの策についての言及を望みます。 その人が亡くなった後の家屋や財産の処理をどうするのか。相続者不存在や不明確、また相続拒否等により、いわゆる空き家問題に進展してしまう可能性は大です。世襲という伝統や価値観は衰退しつつあります。このような事態を見据えた対処の必要性を感じます。 その人の生前より、民事信託や任意後見、リバースモーゲージやリースバック等、これらを行政側から働きかける体制づくりが肝要と思います。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
(3) 人と人との「つながり」を築くための施策の推進	
御意見	御意見に対する考え方
個を意識し、個が自身で立ってられる事を前提に、その個が集まり、社会を形成しているのであって、「共に生きる」ではなく、「共に生きているという状況」が出来上がっている、という概念を基盤にして学ぶ事が、将来の不安、孤独、孤立抑止に重要と考えます。 また、少数派であり、目立つ存在となる、特徴のある「個」は、多数派からの物質的もしくは精神的な攻撃を回避するために、認知的不協和であるが、多数派の意見に同調するようになる。その同調姿勢を「共に、、、」と錯覚し、この思考を長年続け定着することにより、例えばコロナ禍で身近にあった多数派の一員という環境が失われると、同調できないという不安がおこり、孤独感や孤立感というストレスがピークに達する。 依って、共に生きる為に個が存在しているのではなく、個が集まって共に生きている、という概念と順位付けを行い「個」について学び、その次に「共に」を学ぶことが最も重要。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
幼少期からの「共に生きる力」の記載に賛同します。学校教育において、自分で居場所を見つけ、つながりを複数つくることの教育や経験が現代の若者にとっては重要だと考えます。また、つながりをつくるのが苦手な個人に対しては学校、家庭で情報共有し、必要な措置をとるべきと考えます。殊にも子供が少数の学校で育ち、コミュニティや関係性が固定化される地方の児童生徒にとっては重要です。	頂いた御意見は、重点計画素案等に対する賛同意見と承りました。
下記項目を追記頂きたい。 「幼児期から『養育者との愛着形成(アタッチメント)』を構築することが重要。それにより子どもは、人と人とのつながりを構築していくために必要な受援力や自己有用感などの基礎となる力を獲得する。」 理由は、すでに記載のある『幼少期から「共に生きる力」を育む教育も重要。』は学齢期以降の子どもへの支援を想定しているように読み取ることができる。母子保健、こども子育て支援、児童養護、障害児支援など、より早期に介入する事が必要と考えるため。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、重点計画施策編の「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の施策においては、切れ目のない相談支援等を提供し、虐待予防や育児のサポート等を行っています。
「幼少期から「共に生きる力」を育む教育も重要。」との記載があります。福祉とは教育だと思っているので強く共感するところではありますが、その重要性が十分には反映されていないと思い意見いたします。 フォーラム第4回において若草プロジェクトの大谷氏が、「文科省レベルの話だ」と指摘され、同じく第10回においてライフリンクの清水氏が、厚	頂いた御意見を踏まえ、重点計画の基本方針(1)③において、「幼少期から「共に生きる力」を育む教育を推進」の注として、「多様な人

労省と文科省との連携不足について問題提起をされております。遡っては、平成 30 年の提言においても、住民の意識変容を伴う学びが必要である、と福祉教育の重要性が取り上げられたと記憶しております。そこでは、さらに一步進めて、「受援力」を高める学校プログラムの開発についても言及がありました。孤独・孤立対策としては、国家 100 年の計としての教育の重要性を今一度見直し、計画にも強く反映していただきたいと思います。そのためには、文科省の強いリーダーシップの発揮が必要不可欠だと思います。文科省の主体的関りを切に期待します。 しかし、現代社会においては、一人で生きられると本気で考えている人間のなんと多いことか。孤独・孤立問題とは、生き方の問い直しであると言えます。そういった意味では、「福祉教育」では不十分で多くの先人の思想を参考に自己の生き方を問い直す「道德教育」が求められているのではないのでしょうか。是非とも、文科省が孤独・孤立対策に主体的に関り、道德教育を進めていっていただくことを希望します。ひいてはそれが、孤独・孤立対策だけでなく、いじめ問題や虐待防止にも資するものと確信いたします。	や地域と関わって多様な生き方を認め合うことを理解する体験、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、社会保障についてその活用方法を含めて知る機会、地域福祉を学ぶ機会を学校教育の場で設けることを言う。」と記載しました。
孤独を抱える人が対等につながる方法として、コーチングは活用できないでしょうか。コーチングの特性上、クライアントとコーチは対等な関係でございませう。コーチはクライアントの話を承認することで、クライアント自身が受け入れてもらっていると感じ、更にはコーチとの「つながり」を確かに実感できると思います。 また、孤独を抱える人にコーチングを行うことで、メンタルサポートの役割を担うことも可能かと存じます。コーチングセッションを通じ、例えば、孤独を解消するという目標をクライアントが設定した場合、クライアント自身が孤独から抜け出す気づきを得て、抜け出すための行動変容まで繋がると考えております。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
「なじみづらい」は「行政になじみづらい」ということを意味していると理解してよろしいか。(p.7)	頂いた御意見のとおりです。
重点計画に掲げる施策を安定的・継続的に展開するためには、社会福祉法人や社会福祉協議会、さらには令和 4 年 4 月に施行される社会福祉連携推進法人の活用をも含めて検討する必要がある。 社会福祉法人は全国に約 2 万法人あり、また、全 47 都道府県において、複数の社会福祉法人が連携し、生活困窮者支援などの取組を行う連携・協働の体制がある。 孤独・孤立対策は、社会福祉法人が主体となって中核を担い取り組むべき課題の一つ。	頂いた御意見を踏まえ、p. 2 で重点計画における「NPO 等」の定義を「NPO 及び社会福祉法人等」としました。 また、P.7 重点計画基本理念(3)において、「・・・すべての都道府県及び市町村に設置されている社会福祉協議会や、地域運営素組織等の住民組織とも協力しつつ、・・・安定的・継続的に施策を展開する。」と記載したところです。 さらに、重点計画の基本方針(3)④地域における包括的支援体制の推進における「地域の関係者」の注で、社会福祉法人、社会福祉協議会を挙げているところです。

考えに賛成です。対策が集権的画一的にならないようお願いしたい。協力いただく NPO の地域の偏りがないようにし、団体の情報はわかりやすく公表いただきたい。	頂いた御意見は重点計画素案等に対する賛同意見として承るとともに、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
--	--

III.2.孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とする

御意見	御意見に対する考え方
主観、現状いずれにしてもすでに「孤独・孤立」状態の方の把握を具体的にどのように進めていくのかがいまだ不透明。特に「孤独」を感じている方は手を上げにくいので慎重に進めていただきたい。	頂いた御意見を踏まえ、「孤独」「孤立」がどのような状態であるか、より詳しく記載しました。
「施策の効果的な実施や評価・検証、施策の在り方の検討、関係者との情報共有に資するよう、孤独・孤立に関する実態の把握を推進。」について、実態把握は地域ごとの事情に合わせ、地域内の関係者が主体となって進めるよう、計画でも位置付けるべき。 孤独・孤立に関する課題とそれに対応する取り組みは地域差が大きい。その後のアプローチを考えても、地域内の多様なステークホルダーが自ら問題意識を共有し、取り組みを検討することを早期から行うことが重要である。そのため実態把握は地域内の関係者が主体となって進められるべきである。	国が実施する実態把握調査は、全国の16歳以上の個人を2万人を対象にするもので、孤独・孤立の全国的な状況を把握するものです。 地域ごとの実態把握についての御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
実態把握は是非やっていただきたいが、LGBTQ の場合は各種政府統計の項目や、警察の自殺統計原票にそもそも項目として入っていないため、人口、生活実態、学歴や収入、自殺の状況さえ把握が難しい。まず政府の基礎的統計の項目に性的指向、性自認を入れられないか検討してほしい。実態把握ができないと目標数値や適切な対策を立案するのも困難になる。 実態把握に関して、LGBTQ は、スティグマや周囲へ知られる恐れが強いことから、誰がどう尋ねるかでも回答が変わる可能性があるため、正確な実態把握のためには、我々、虹色ダイバーシティなど調査の実績のある NPO や学術研究者と協力する必要がある。 スティグマの軽減は LGBTQ にとって非常に重要である。LGBTQ に関して、社会全体での理解が足りていない状況であるので、母子健康手帳への記載、学習指導要領への盛り込み、自治体広報紙での広報、職場における教育の推進などをおこなってほしい。合わせて、生活者として未来への希望を持てるロールモデルの提示も必要である。 現状、地方自治体それぞれに LGBTQ に関する広報資料を作っているが、残念ながら間違いが散見される。自治体の負担軽減のためにも、NPO や学術研究者と連携して、国で標準的な啓発資料を作成する必要がある。 支援ポータルサイトに関して、LGBTQ は各種の相談窓口で不適切な対応をされているケースがあるため、ポータルサイトに記載する要件として、相談員が差別をしない等のポリシーを設けてほしい。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
相談者の視点に立てば、国による全国的な相談対応窓口の一覧よりも、各	重点計画施策編における

都道府県やさらに地域単位できめ細かな相談対応が可能な相談窓口の一覧があることが重要です。どの程度詳細に一覧化するかは難しいところですが、各都道府県のウェブサイトなどで公開されている相談窓口の一覧へのリンクなどは少なくとも掲載いただくことが重要です。したがって、「ポータルサイト等による全国的及び地域別の継続的・一元的な情報発信、・・・」と加筆いただきたいと考えます。	「孤独・孤立対策用ホームページの充実」において、情報等を一元化して紹介する国が設けたホームページと地方自治体のホームページとの連携を実現することが目標として掲げられています。
「孤独・孤立対策の基本方針」において、支援情報が網羅されたポータルサイトにおける情報発信等を行うとしているところ、情報発信等は、やさしい日本を含む多言語で行うことを明記するべきである。 既に公開されている「孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して情報発信するホームページ (p.5)」は、日本語以外の言語による相談や支援のニーズを意識した内容になっていない。孤独・孤立の当事者として外国人を想定している中で、支援へのつながりやすさに、当事者間で差が生まれることが懸念される。外国人当事者の取り残されやすさの表れであり、基本方針において、多言語発信の重要性を強調することの意義は大きいと考える。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
「在留外国人」は、言語が障壁となり、情報にアクセスしにくい状況にあります。情報の発信については、多言語化を前提に発信を考えてほしいと思います。その際、PDF のリンクを貼るという発信方法では、検索にヒットしただけでなく、翻訳ツールなどが使いにくく、かえって、情報にアクセスしにくくなります。テキストデータで情報を掲載したり、多言語でタグ付するなど、発信の方法に工夫をしてほしいと思います。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
生活困窮者や、50 代以上の非正規の方などは、または元々デジタルネイティブではないため、ネット環境にアクセスできない方が多いと思われます。(ガラケーしか持っていない、通信費が支払えない、そもそも自宅にパソコンがない 等) いくらネットでの情報発信を充実させたとしても情報に辿りつかない方がいると思います。 そこで、東日本大震災後に配布された防災 BOOK を全世帯(自治体ごとかもしれませんが)に配布したように「孤独・孤立支援が必要な方への SOS 本」のような、情報が取りまとめられた保存版の冊子を全世帯に配布しても良いと思います。 その冊子には、今までの孤独・孤立が原因とした良い事例や悪い事例も挙げて紹介し意識を変えていただくためのきっかけになればと思います。 例) ・支援を受けずに孤独死で見つかった事例 ・支援を受けたことで危険な状況を脱出できた事例という事を伝えないといけないと思います。 ・体が悪くなり仕事を解雇された人の例	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
現在提案されている基本方針は、従来のひきこもりに対する支援を想定したものが多くと思われますが、社会的孤立・孤独の根本的な解決のためには、そもそも孤立や孤独とは何であるかについて、研究者・専門家の意見を取り入れていく必要があるのではないのでしょうか。 孤独は主観的、孤立は客観的であると概念を分けていますが、孤独・孤立のようにまとめて説明しており、両概念の相違が十分に踏まえられていないと思われます。 社会参加だけがゴールとすることで現在孤立にある人たちは被差別感か	頂いた御意見を踏まえ、「孤独」「孤立」がどのような状態であるか、より詳しく記載しました。 また、重点計画基本方針(1)①孤独・孤立の実態把握において、「孤独・孤立に関する実態把握を推進する。

ら孤独を感じるようになるので、社会参加といったゴールオリエンテッドだけでなく、プロセスをより重視すべき。 「孤立・孤独に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とする」等の「陥る」といった表現にもみられるように、孤立・孤独が通常より一段低い不幸な状態とみなされており、“支援が必要な弱者”とみなす視点から提案された方針と思いました。そのため、孤立の当事者にとっては反発を招く、または社会的に孤立している人へのスティグマを強めてしまう可能性があるのではないのでしょうか。”不本意に孤独・孤立が続いたときに、中断できる手掛かりが得られる社会”にしたほうが良いと思います。	併せて、孤独・孤立に関連するデータや学術研究の蓄積・整備を推進する。」と記載しています。 さらに、御意見を踏まえ、「陥る」との記載については、「至る」との記載に修正しました。
実態として、十代での自殺者が世界的にみても日本が悲惨な状況であることはご存知の事と思います。自殺者の 90%以上が何らかの精神疾患であったことはご存知ですか。精神疾患になると、孤独・孤立します。なぜなら、自身と社会に偏見があるからです。 「孤独・孤立・不安・不眠・過労」は精神疾患発症のリスク因子ですが、発症した後のリカバリーにおいても、「孤独・孤立」が回復の妨げになっています。 統合失調症は 100 人に一人がなる病気です。4 人家族としたら約 25 人に一人が家族に統合失調症の人がいることになります。概ね 10 人に一人は、統合失調症の患者が親戚や家族にいるということになります。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、重点計画施策編には「精神疾患の予防や早期介入の促進」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」が盛り込まれています。
「ためらい」「恥じらい」も声を上げられない要因ですが、精神疾患の孤独・孤立はもっと深刻です。「心が弱いからなる」「育て方が悪かったからなる」この考えが蔓延しており、「うちの子統合失調症なんだよ」と言える人などいません。精神疾患は 5 人に 1 人が生涯のうちになると言われていますが、上に記載した通り、周りに沢山いるはずの統合失調症患者なのに、まったく聞いたことがありません。隠しているからです。声を出して支援を求められないからです。 「助けを求めることは恥ずかしい事じゃないよ!」「ためらわなくていいんだよ。勇気を出して助けを求めよう!」この言葉は、ある一定程度の孤独・孤立を抱えた人には届くかもしれませんが、「精神疾患の孤独・孤立」を抱えた当事者と家族には無意味です。自らと社会の偏見が根強いからです。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、重点計画施策編の「精神疾患の予防や早期介入の促進」においては、精神疾患に対する理解促進にも資する心のサポーター養成事業を実施しています。
統合失調症などの精神病を患っている方々は、世の中の偏見の目があり、当事者、家族も孤立しがちになります。もっと、世の中の人々が、偏見をなくし、お互いに見つめ合いをすることで、早期治療が出来るのではないかと思います。TV、メディアを通して正しい精神病に関する情報を発信して下さい。よろしくお願いいたします。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、重点計画施策編の「精神疾患の予防や早期介入の促進」においては、精神疾患に対する理解促進にも資する心のサポーター養成事業を実施しています。
精神疾患の兆候は 10 代に予兆が現れます。しかし精神疾患には根強いスティグマがあり、一人で悩んでしまうことで適切な治療やサポートを受けるまでに長い時間がかかり、問題の複雑化、長期化をまねく悪循環になっています。 ストレスを受けた結果、その影響が体ではなく脳という臓器に不調をきたしたのであって、心が弱いわけではないこと。誰でもがなる可能性のある病であることを、小学校高学年からの義務教育にとり入れ、スティグマの軽減と、自らを大切に教育、SOS を発せられるような教育が必要と考えます。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画の基本理念の冒頭で、「孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声をあげることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判

ひきこもりも含め、メンタル疾患に対するスティグマ軽減対策を盛り込んでいただきたいです。 回復した当事者が活躍する場を地域に作っていただきたい。そうすることでスティグマが軽減できると考えます。	されるべきものではない」と記載しました。 なお、重点計画施策編の「精神疾患の予防や早期介入の促進」においては、精神疾患に対する理解促進にも資する心のサポーター養成事業を実施しています。
孤独や孤立している人に多いと思われる、低所得層は相対的に悪い条件や環境に慣れており、給与水準が低かったり、労働条件が悪かったり（非正規だと社会保障に本来入る条件なのに加入させてもらえなかったり）、残業代が支払われなかったりしても受け入れがちな、悪条件に声を上げるという習慣がなかったりすると思います。毎日行う労働という分野で不法や不公正が放置されていると学習の無気力になりやすいと思うので、誰でもそういうところから抜け出しやすい様な環境が声を上げやすい社会には必要だと思います。 生活保護等の捕捉率もそうですが日本は再分配政策が弱すぎて、支援を受ける事に特殊感があり、支援を受ける事自体が自尊心を欠けさせる原因となり、躊躇う原因になっていると思います。生活保護も名称を変える等、孤独や孤立や貧しい人が困った時の支援が自尊心を欠く事なく受けられる様にして欲しいです。 自分が孤独だったり、孤立だったりして困っていると言うのは自尊心が傷つき、言いにくいと思うのです。そこまで陥る前の予防的措置を拡充して、自尊心を保てる社会を構築して欲しいです。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（１）③声をあげやすい環境整備においては、「支援を求める声を上げること、人に頼ること、誰かに早く相談することは、良いことであり、自分自身を守るためにも社会や地域のためにも必要であり、この時代には当然のことである。」等の記載をしています。 また、御意見を踏まえ、重点計画の基本理念で、孤独・孤立対策においては予防の観点が必要である旨を記載しました。（p.5）
投票率が示すように、現在の国民は国の政索などへの関心がどんどん薄れている可能性があるかと感じます。国が発信している情報をキャッチできず、現状を維持するのに精一杯の方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そこで、情報発信に関しましては政府から行っていただくと同時に民間の企業からの発信も必要かと感じました。何故ならば、孤独や孤立に関して、「そんな自分だけの問題を国や政府に相談してもよいのだろうか」、「ハードルが高いからあきらめよう」、「どうなるか分からない」などといった考えが相談者側には思い浮かぶと感じたからです。そこで、世の中の方が利用しやすい、企業やＳＮＳを媒体にすることで、相談情報をキャッチしやすい環境の整備が必要なのではないかと感じました。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
家族が気づいても家族が原因で孤独になっている可能性が高いので効果が薄い可能性があると感じました。18歳以下の場合、教師などが積極的に孤独に気づき官、民のサポート体制が存在することを子供達に周知することが必要かと思っています。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（１）③声を上げやすい環境整備において、「孤独・孤立の問題を抱える当事者が支援を求める声を上げやすい、あるいは当事者の周りの方が気づきや対処ができる（声を聞ける・拾える、声をかけやすい）ような環境を整えることが求められる」と記載しています。
孤独の対策としては、人とのつながりではなく、理解者をマッチングさせ	頂いた御意見は、今後

るというのはいかがでしょうか。孤独の一番の原因は自分を理解してくれる人が周りにはいないと思い込むことだと考えております。そのため、孤独を感じている人は更に独りになり、孤独が加速していきます。そこで、理解してくれそうな方がいる、例えば自分と同じ趣味、職業、役職（特に経営者など）、境遇、生い立ちなどでカテゴライズ（差別ではなく）することで、理解者とマッチングすることで、孤独者を減らすことが出来るのではないかと考えます。 孤独や孤立を感じている人の中には声をあげられない人もいます。何故ならば、誰も自分のことを理解してくれる人はいない。誰も助けてなんてくれないと思っているからです。 そのため、声をあげやすい社会を形成すると同時に、こちら側からの声かけをすることも必要かと感じました。具体的には、孤独や孤立対策として【声をあげてもよい場】をネット上に作り、利用者様に登録していただきます。登録者様には、こちら側から定期的に連絡を取り、現在の状態や、悩みなどを相談していただく必要があると思いました。 定期的な連絡ですが、定型文のメールでは登録者様の真の声を聴くことはできないかと存じます。何故ならば、孤独や孤立を感じている方は、人の心情や機械的な応対に敏感になっているためです。裏を返すと、孤独や孤立を感じている時こそ、人の感情のこもったメッセージや手を差し伸べてくれることを期待しているかと思います。	の政策検討の際の参考とさせていただきます。 また、重点計画基本方針（１）③声を上げやすい環境整備においては、「孤独・孤立の問題を抱える当事者が支援を求める声を上げやすい、あるいは当事者の周りの方が気づきや対処ができる（声を聞ける・拾える、声をかけやすい）ような環境を整えることが求められる」と記載しています。
地方においては家族規範（結婚して、子どもをつくって一人前。そうでないことは恥ずかしいこと）が強い傾向にあります。結婚以外の家族のあり方（事実婚、シェアハウスなどの共同生活に対する一定の法的な認定や権利保証。並びに養子縁組の制度充実）の議論を現実的に即して進めることが重要と考えます。また、強い家族規範によって、苦しんでいる人がいることも周知することを望みます。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる	
御意見	御意見に対する考え方
相談窓口の設置およびその役割と機能についての明示を望みます。 孤独・孤立という意味合いの相談は、実に多彩で特殊な属性を持つ人々からの相談があると思います。そのような人々のニーズに応えられる対処力が求められると思います。現行のチャットボットのような専門機関や制度等の紹介やコーディネート、情報提供のみではなく、個別事例それぞれについて寄り添い、助言、提案がなされ、また問題解決に向けて、諸分野の関係機関や団体等との連携や協働を行い、ソーシャルワークの機能も備えたワンストップ型相談窓口の設置を期待します。	頂いた御意見に関連し、重点計画基本方針（２）①において、「孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等が、一人ひとりの多様な事情やニーズ等の状況に合わせて、切れ目がなく、息の長い、きめ細かな相談支援を受けられるよう、全国において、各種相談支援制度の有機的な連携や各種相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備をさらに推進する」と記載しています。 また、「さらに、ワンスト

	ップの相談窓口等の一元的な相談支援体制の整備を検討する。」と記載しています。
各種相談支援機関と医療機関との連携についても特筆すべきように見受けられる。例えば、コロナ後遺症や難病等によって、生活に重篤な支障が生じた者や寝たきりになってしまった者への支援だが、本邦では多くの物事が原則申請主義である。 しかし、当該者らは申請や相談すらできないほどの心身状態にあり、それらを実施する事が非常に困難な状況に置かれている。そこで、申請主義による欠点を補うため、入口となる医療機関から自治体や相談支援機関への連携を重視すべきではないか。すなわち、医療機関から、寝たきりや生活困難になりそうな人物の情報を、自治体や相談支援機関と連携し、支援していくよう推進していく。それこそが、孤独・孤立化の防止に繋がるのではないか。 したがって、相談体制の整備の有機的な連携については「各相談支援機関」のみに留まる事なく、「各相談支援機関や医療機関等」のように記述すべきではないかと思量する。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（３）③においては、いわゆる社会的処方の活用について記載しています。
電話相談の場合、0570 ナビダイヤルは携帯電話のカケホーダイプランも使えず、料金が高額になる恐れがあります。ナビダイヤルの利用をやめるか、カケホーダイが利用可能な電話番号も併記するのが望ましい。 厚労省の「こころの健康相談統一ダイヤル」では、ナビダイヤルのみが記載されており、一覧をクリックしても各都道府県窓口の電話番号が明記されておらず、利用者に寄り添った仕様とはいえない。各都道府県窓口の対応電話番号も記載されるのが望ましいと考えます。 しっかりとした相談支援体制の構築は課題解決に向けての大きな一歩ではあるものの、資料からは当事者が適切な相談や支援を受けられない場合、あるいは対応が不適切な場合等に当事者の声を届ける場がないと思われる。支援を受けている当事者が直接その団体に意見をいうことは困難であると思われる、当事者・利用者の相談支援体制に対する意見等をエスカレートできる第三者機関を用意するとよい。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
ポータルサイト同様、言語による障壁をなくす工夫が必要だと思います。多言語対応ができるしかるべき相談機関の周知など、支援体制の整備が必要だと思います。人材育成をする際にも、「対象者の中に日本語がわからない人がいるかもしれない」という認識を常に持って対応できるように人材育成を行うことが必要だと思います。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
活動範囲が限定的な NPO に丸投げせず、また社会福祉士や民生委員に捉われず、新たな専門的な人材育成とそれらと横断的な活動が必要だと思います。専門資格とまでは言いませんが、ボランティアではない有償で責任ある人材が育ち、ケアできれば、将来的にケアされてきた側がケアする側に回る等、未来ある活動ができると思います。NPO では範囲に限界がありますし、社会福祉士も民生委員等が孤独・孤立の範囲を担当出来ているわけではありません。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
p.9②の２ポツ目について、相談支援に当たる人材には「ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人）」等、報酬を受けることなく日常生活において相談支援に当たる者が全国に多数存在します。 この点について、「相談支援に当たる人材（地域の関係者含め）」など、ゲ	重点計画基本方針④地域における包括的支援体制の推進で、地域の関係者の注で、民生委員・児童委員、ゲートキーパー等を挙げて記載しています。

ートキーパーを含めたボランティアや民生委員・児童委員等の地域の関係者を追記する必要があるのではないのでしょうか。	
LGBTQ は、行政に相談しにくいというデータがあるが、スティグマと共に、行政窓口で差別的対応や無理解を経験しているからでもある。行政職員が適切な対応をできるようにするための教育を盛り込んでほしい。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（２）②において、「孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等に対して、一人ひとりの相談時の心理的負担に留意しつつ多様な状況に即した充実した相談支援を行えるよう関係機関において孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保・・・育成及び資質の向上を推進する。」と記載しました。
相談する側の話をただ傾聴するだけではなく、先入観や固定観念を押し付けずに話を受け止め、次の支援先や具体的なサポート方法を模索できるような人権意識を持った相談員を増やしてほしい。支援者によって２次被害などが起こらないよう、相談員、支援者の雇用環境、給与も補償し、ステップアップ、スキルアップできるような環境を整えてほしい。 孤独や孤立は社会側に問題がある場合があるので、支援者のもとに集まった相談内容を政策や政治につなげていくシステムを作るべき。生活の補償、住居や健康についての行政の支援にこうした声を生かしてほしいと思う。 支援先も今ある既存のものでは足りず、お金がなくても簡単に安全に公共の施設など借りて集まれるような仕組みもあればいいと思う。また、弱さを表出することで暴力が起こらないような見守りも必要だと思う。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（２）②人材育成等の支援において、「孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等に対して、一人ひとりの相談時の心理的負担に留意しつつ多様な状況に即した充実した相談支援を行えるよう関係機関において孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保・・・育成及び資質の向上を推進する。」と記載しました。
（３）見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う	
御意見	御意見に対する考え方
居場所づくりに意見します。ひきこもりや発達障害で、特定の居場所に行き人と交流するというのに障壁がある状態の人もいます。たとえばですが、保健師か NPO の方が常駐するネット上のサロンのような場所を用意して、同じような状態の人同士で自分の状況を話し合える居場所をつくるというのも手ではないのでしょうか。その場で一緒にゲームをしたり、絵やいろんな作品を作って発表したり、孤独・孤立状態の人が一歩先に進めるような環境をつくってはどうか。 SNS はそもそもの友人グループをベースとしてそれらを広げていけるサービスだと思っていて、SNS では 0 から人間関係を作るのはとても難しいと感じます。	頂いた御意見を踏まえ、「（３）①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」と記載しました。 頂いた具体の居場所づくりへの御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
「『つながり』の場づくりそのものを施策として評価」との表現が、あまり具体的イメージが湧きません。例えば子ども食堂の設立・運営推進事業に対する施策評価とのことでしょうか。より噛み砕いた表現が必要と考えます。 「つながり」とは福祉分野に限らず、多様な機会で生まれるものです。したがって、「〇福祉分野に限ることなく、多様なつながりの場づくりを推進」	頂いた御意見を踏まえ、「（３）①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確

と追記いただきたいと思います。	保」と記載しました。
居場所のイメージが物理的なスペースを想像させる。本質的に人とのつながりをつくるきっかけの場にしていける必要がある、スペースにこだわらない居場所づくりが重要と考える。つなぎ合わせるための拠点としても居場所を有効活用し、街の中のいたる場所に個々の居場所があるようなイメージで施策を作る必要があると感じる。年代の幅も広く様々な背景の方々を受け入れると考えると、一つの箱物だけでは効果を発揮できない。また、人をつなぐための専門的な人材育成も急務と考える。	頂いた御意見を踏まえ、「(3) ①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」と記載しました。
具体的な居場所づくり例が示されることで、既存の施設や NPO が前のめりに動き出すと考えます。特に、「地域に根差したフリースクールなど」を例示して頂きたいです。その他には学童保育などの地域資源を列挙頂けたらと思います。 というのも、全国のフリースクールは不登校で悩む家族の孤独・孤立解消の場所であるにもかかわらず、公的支援はほとんど受けられていない場合が多く、不登校児童生徒の居場所の確保が困難な状況です。福祉と教育の連携の意味から是非お願いしたいです。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
場づくりそのものを施策として評価していただくのはありがたい。LGBTQ にとっての安心できる居場所は、都道府県単位でも存在しない場合があり、圧倒的に足りていない。居場所が足りないと「社会的処方」も難しい。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針(3)①居場所の確保においては、「多様な各種の「居場所」づくりや担い手の増大を図る取組を推進する。」と記載しています。
意味を明確にするため、以下のとおり言葉を補足すべき。 ・現:「つながり」の場づくりそのものを施策として評価。 ・改案:「つながり」の場づくりそのものが「つながりや助けの場」となり、また「予防的な対応の場」にもなるため、それぞれの取組みを施策として評価する。	頂いた御意見を踏まえ、「(3) ①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」と記載しました。 また、重点計画の基本理念で、孤独・孤立対策においては予防の観点が重要である旨を記載しました。(p.6)
「○「つながり」の場づくりそのものを施策として評価。」はとても良いが、以下の趣旨と内容を明記すべき。 多世代交流など対象者を限定しない形で、多くの人が集まりやすい居場所が孤独・孤立対策として重要であることはもちろん、社会的包摂を掲げる文化芸術行事やスポーツイベント、公共性・公益性の高い地域活性化策や音楽や食の祭典など、狭く福祉分野に限定されない多様な「つながり」の場が孤独・孤立対策としての位置付けを持ちうることを明示されるべきである(厚労省ではなく内閣官房に室が置かれた意味)。 (理由) p.7 「1. 孤独・孤立対策の基本理念」の(3)の最後から2つ目の○に記載されているように、孤独・孤立の問題が顕在化する前の「予防」的な対応が重要である中で、福祉分野に限定されない多様な「つながり」の場がそうした意味を持つことを政策に位置付けていくべきであることから。	頂いた御意見を踏まえ、「(3) ①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」と記載しました。
「○「つながり」の場づくりそのものを行政の目標に設定し、施策として評価。」と目標設定について明示されるべきである。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせて

(理由) 施策として評価するためには定量的なものを含む目標設定が必要であるため。	いただきます。
居場所における交流はそれ自体が目的であり、相談につなげるための手段ではない、という位置付けと切り分け(「居場所づくり」と「相談支援」)を明確に行う観点を基本に据えて、以下のとおり項目を整理するとともに、各記載を見直す必要がある。 (3) ②アウトリーチ型支援体制の構築 → (2) ①相談体制の整備 へ移動 当該方針は、手の届きにくい当事者にアウトリーチして切れ目なく支援しようとする趣旨であり、「相談支援」であるため。 (3) ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進 → (1) ③声を上げられる環境整備 へ移動 多様な支援手法の開発と推進の話であるため。 (3) ④ 地域における包括的支援体制の推進 → (2) ①相談体制の整備 へ移動 相談支援体制を包括化しよう、居場所も相談支援拠点として活用しよう、それによって切れ目ない支援を実現しようという話であるため。 上記のように整理した上で、②として「居場所における交流、人々のつながりの中に孤独・孤立に苦しむ人をつなげる支援の推進」を新設すべきである。	頂いた御意見を踏まえ、「(3) ①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」と記載し、相談につなげるための手段ではない旨、より明確にしました。
アウトリーチに関しては、年代別・ブランク・特性等によって支援の有りようが大きく変わることを留意して構築する必要があると考える。支援する側・支援を受ける側の立場性によって求められるものや必要と訴えるものが変わってくるので、広くニーズや支援の有りようを調査した上で、偏りのない支援体制を構築していく必要が有ると考える。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
孤立して不安で弱っている女性がゆるくつながってみようかな、と思うには、委託契約のほかにも「信頼できるゆるい活動の受け皿」も必要です。いま、コロナ禍において孤立・孤独で不安な女性達への緊急アプローチが必要であると考えています。こちらからのアプローチだけではなく、先方に気づいてもらう、アプローチしてもらうために模索してきたこれまでの11年間の私たちの活動を踏まえ政策に少しでもお役に立つことができればと考え、いくつか申し述べさせていただきます。 1. ゆるい活動だから、つながりやすい 「孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る」ものなので、ちょっとしたきっかけでつながることで、深刻になる前のプチ孤立の段階で、受け止める、参加してみる地域の居場所や受け皿としての役割が重要です。 2. 自治体との共同でサポートしてほしいこと ボランティア活動の域を出ないからこそその気楽さに、笑顔を取り戻す女性も多いことから、我々市民団体としては、「自治体との契約」よりは、自治体からのお金ではない下記のようなサポート体制があると、団体としての信頼も向上すると思います。 (1) 「孤独・孤立対策に取り組む女性支援の市民団体」としての位置づけ (2) イベント・プロジェクトごとの後援名義 (3) 委託料ではなく補助金など	頂いた御意見を踏まえ、1については、重点計画の基本理念で、孤独・孤立対策においては予防の観点が重要である旨を記載しました。(p.6) 2については、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
社会的処方概念の記載があることに賛同いたします。一方現在の医療保	頂いた御意見は、今後の政

険システムでは社会的処方の際に、点数がつきづらい医療提供者にインセンティブがありません。医療保険システムを予防医療にまで広げる議論が必要であると考えます。	策検討の際の参考とさせていただきます。
在留外国人であっても、健康保険料は支払っています。しかし、実際には、医療通訳者が少なく、医療にアクセスしにくい状況にあります。必要な医療を受けられるようにするだけでなく、地域での予防健康づくりの活動にも、国籍に関係なく、参加できるような枠組みづくりが必要だと思います。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
現在の様々な相談機関は、話をするだけで何かをしてくれるわけではないため、8050 問題など、孤立や生活問題は解決できなかった現状があります。必要なのは、相手と同行（伴走）し、手続きなど、自宅に来て実際に本人と行動してくれることが必要です。 相談機関の箱物を作ってそこで働く人に給料を支払うやり方では問題解決になりません。新たな機関を作るよりも、訪問相談、同行、伴走した件数、事業に費用を支払うことが必要と考えます。 これからは回復した当事者による相談、同行支援、伴走ができる事業を増やすことが効果的と考えます。当事者と専門家が共に体制を組む仕組みづくりを望みます。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（1）③において、「アウトリーチ型支援を含めた当事者の働きかけや「伴走型」の支援を推進する。」と記載しています。
高齢化率 40%で公共交通基盤が脆弱な地方においては、当事者のアクセス可能な居場所、そもそもの担い手が圧倒的に不足しています。データ取得、孤独・孤立緩和策としてのタブレット貸与、オンラインでのコミュニケーションなど ICT 活用の検討を望みます。総務省の統計によると 2018 年時点で 70 代の約半数までがインターネット利用が可能です。実際に「高齢者はネットは使えない」という固定概念がありながらもコミュニティ単位でのタブレット貸与の実証実験が全国で行われており、そのサポート、そこから得られるデータ、またそれをサポートする新しいビジネスの創出に注力していただきたいです。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
p.10④の 1 ポツ目について、この点について、「地域の専門職等」のうちゲートキーパーを含めたボランティアや民生委員・児童委員等の地域の関係者も対象者に追記する必要があるのではないのでしょうか。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（3）④地域における包括的支援体制の推進で、地域の関係者の注で、民生委員・児童委員、ゲートキーパー等を挙げています。
見回りの民生委員がボランティアだと聞きました。コロナ禍で解雇となった非正規労働者の方が一時的にでも収入を得られる策として民生委員をボランティアではなく、職業として就ける形にしても良いのではないかと思います。（既存の民生委員（ボランティア）と職業の民生委員の労働状況を分けたりするなど）	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
現在、私も地域の支援活動に参加していますが、福祉、教育、自治会等、それぞれがバラバラに活動を進めており、連携がうまくいっていないという印象を受けています。このどの分野にも、「在留外国人」が存在しているのですが、それぞれの分野が独自の判断で対応をしている（もしくは、「在留外国人」の存在を認識していない）と感じています。包括的なプラットフォームの整備により、「日本国籍でない」「日本語がわからない」という住民が一定数いるのだという認識で支援に当たれるような体制が必要だと思います。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（3）④地域における包括的支援体制の推進において、「地域の関係者が協力しつつ、福祉と教育の連携、・・・福祉と保健医療、雇用・就労、住まいとの連携など各分野との連携を有機的に連携させて分野横

	断的に、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進する。」と記載しています。
項目通りの支援では、地域との関係性が希薄な当事者へのアプローチは不十分だと考えます。当事者の悩みに対し、最適な支援者・支援策を迅速に提供できるよう、地域連携以前に職場や教育機関単位での更なる施策が必要と考えます。 現在の計画案では、地域との関係性が希薄な当事者へのアプローチは不十分になってしまうのではないかと感じました。理由として、特に都市部において自治会や地域内の繋がりが失われている中、労働者や遠方から進学した若者をはじめとした単身者の中には、自分が住む地域に対して、自宅が所在する、以外の関わりがない人も多いことが挙げられます。そのような人たちにとって、最も身近なコミュニティは職場あるいは教育機関であり、そこで孤独や孤立に対処できる仕組みを積極的に作ることが必要ではないでしょうか。 生活上自立できている人は周囲の力を借りる場面がなく、それ故に孤独・孤立に陥ってしまうという側面もあります。 そこで、各企業や高等教育機関が孤独や孤立対策への機運を高め、リモートや対面など生活様式に関わらず、個々の孤独・孤立に対処できる仕組み・人材を設置することができれば、問題の深刻化を防ぐことが期待でき、対策に参画する専門職の負担も減少すると考えます。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画施策編においては、「学生のメンタルヘルスケア支援等」、「職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応」という施策を記載しています。
(4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する	
御意見	御意見に対する考え方
「孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動」との表現が続きますが、以下に述べるように、多様な人と人とのつながりが、孤独・孤立の「予防・解消」に結果的につながります。意図して「孤独・孤立対策に取り組む」ものに限定されません。そこで「孤独・孤立の予防・解消に寄与することが期待される市民活動」という表現に統一することを求めます。 福祉的な「居場所」だけではなく、人は地域社会に担い手として参画する「出番」を求めます。そこから生まれた多様なつながりなどが、自己有用感、自己肯定感の向上につながり、孤独・孤立の予防・解消にもつながります。例えば、80 代の高齢者が子ども食堂でおにぎりを握ることは、その高齢者自身の心身の健康維持、自己有用感、自己肯定感の向上、孤独・孤立の予防・解消にもつながっています。そのため、居場所の推進だけではなく、ボランティアや（お金だけではなく食品や物品なども含めた）寄付などの市民活動への参加推進を施策として加筆することを求めます。	重点計画における孤独・孤立対策は、予防の観点の施策も含むものです（p.6 等）このため、御意見のような活動も視野に入れていきます。 後段で頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
「(4) 孤独・孤立対策に寄与する NPO 等の活動をきめ細かく支援し、」と修正すべき。 「議論の整理」にある通り、孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る。根本的な解決のためには「一律の定義の下での所与の枠内での施策」だけではなく、日常的なつながりの機会を地域内で多様に確保することが重要である。必ずしも孤独・孤立対策を意識していない活動であっても、多様な機会があることで結果として孤独・孤立の解消に寄与する。このことから、課題を特定してサービスを提供するアプローチだけではなく、多様な NPO 等が地域に存在し、それぞれの団体の活動を通じて社会参	重点計画における孤独・孤立対策は、予防の観点の施策も含むものです（p.5 等）このため、御意見のような NPO 等の活動も視野に入っています。

加の機会が生み出されること自体を推進することが重要である。	
「(4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動」を「(4) 孤独・孤立対策に寄与する NPO 等の活動」に修正する。①部分も同様に修正する。また、ここでの「官・民・NPO 等の連携」は市町村域での取り組みが中心あることを明確化する。	重点計画における孤独・孤立対策は、予防の観点の施策も含むものです (p.5 等) このため、御意見のような NPO 等の活動も視野に入っています。 また、基本方針 (4) ④では、「孤独・孤立の問題への対応や官・民・NPO 等の連携を円滑に進める観点から、地方自治体 (特に基礎自治体) における既存の取組も活かした孤独・孤立対策の推進体制の整備を促進する」と記載しています。
「孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動」という表現を、「孤独・孤立対策に寄与する NPO 等の活動」に修正することを提案します。原案は、孤独・孤立対策に直接取り組む NPO 等への支援に限定されるように読めることから、「孤独・孤立対策」を意識していなくても、地域のなかで早期発見や繋がりづくりに寄与する NPO 等の活動も視野に入れることが必要と考えます。	重点計画における孤独・孤立対策は、予防の観点の施策も含むものです (p.6)。このため、地域のなかで早期発見や繋がりづくりに寄与する NPO 等の活動も視野に入っています。
「取り組む NPO 等」だと孤独・孤立対策に直接取り組む団体に限定される印象を受けるが、そういった団体に加えて、ネットワーク構築や基盤強化支援など間接的に寄与する団体も包含する表現にする方がよいため、以下の通り表現の変更を提案します。 ・現：孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動を (後略) ・改案：孤独・孤立対策に寄与する NPO 等の活動を (後略)	重点計画における孤独・孤立対策は、予防の観点の施策も含む広い概念で考えています (p.6)。このため、御意見のような団体の取り組みも含まれています。
「〇～NPO 等が利用しやすい支援の在り方を検討。」について、「NPO 等が利用しやすい支援の在り方を資金的・非資金的支援の両面から検討。」と検討内容をより具体的に明記すべき。 (理由) 居場所づくりや担い手の増大のための NPO 等への支援は、資金的な支援とそれ以外のノウハウ・情報・育成など資金的なもの以外の支援の両方が必要であり、検討の枠組みをできる限り具体化した方が政策につながりやすいと考えられるため。	NPO 等への支援の中には予算を伴うものとそれ以外の支援の両方が含まれているところです。
「NPO や福祉関係法人等」と他の箇所の「NPO 等」との違いは何か。(p.10)	頂いた御意見を踏まえ、p.2 で「NPO 等」が何を指すか明確にしました。
近年でいうと、自治体における最初の相談窓口が困窮支援の窓口に一本化されている傾向にある。経済的な困窮から障害福祉・ひきこもりまでマルチに対応できる窓口は無いと考える。専門的な職員を配置するよりは、NPO 等の専門性 (アウトリーチ・居場所・就労支援等) を活用していくことが有効と考える。民間支援なので、費用負担が出てくることなので、利用する方に対する補助等を一定のガイドラインを作り捻出するシステムが必要であるとする。公的な支援から有料の民間支援につなげるのは公的な支援員にとって大きなハードルになっているのが実情。補助等を提案できるシステムが	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針 (4) ①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等への活動へのきめ細かな支援の項目で、「孤独・孤立対策の推進に当たって、孤独・孤立の問題を抱える当事者への支援を行う NPO 等は重

あれば公から民への支援もスムーズに出来るようになると思う。また、NPO 等の支援も安定化し、支援の質も向上することが期待できる。	要かつ必要不可欠であることから、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動（人材育成を含む）に対して安定的・継続的にきめ細かい支援を行う。」と記載しています。
LGBTQ 支援の NPO はどこも歴史が短く、財政的にも人的にも基盤が脆弱である。NPO の支援は、伴走支援も含め、是非手厚くお願いしたい。また、海外団体とのつながりも重要な分野であるので、海外団体との連携も視野に入れてほしい。 個人情報の取り扱いに関して、LGBTQ は名前や性別、同居人の情報を伝達されたくない場合もあることを踏まえ、慎重な取り扱いをお願いしたい。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、個人情報の取扱いに関して、重点計画基本方針（４）②においては、「個人情報の取扱い(NPO 等の支援先となる者の個人情報をその同意の下で行政と NPO 等が共有すること等)」と記載しています。
p.10②の２ポツ目を、下記項目に修正して頂きたい。「ONPO 等が当事者への支援を進めるに当たって必要な場合には、当事者の意向に配慮しつつ、個人情報の取扱いに関する先行事例等（要保護児童対策地域協議会など）を参考にし、個人情報の第三者提供の例外規定の具体的運用を推進し、行政から民間への情報提供と連携の仕組みを構築。」 理由は、行政は全ての住民への行政サービスを提供しており、困難な状況に置かれている当事者の存在に早期に気づくことが多い。しかし、当該部署においては困難な状況を解決することが業務ではなかったり、業務であっても多忙のために対応できないことがある。その場合、その困難を解決することを専門とする NPO などと連携して当事者の困難な状況を改善することが望まれる。しかし現状は、行政の過度な中立公正のため、あるいは個人情報保護のために、連携できないことが多い。 一方 NPO は、行政のポピュレーションアプローチの狭間に落ちて困難な状況にある当事者の情報が行政からは届かないため、NPO 自前で当事者を発見している。NPO が当事者を発見するには大変な手間が掛かり、そのために当事者に支援が必要な時に必要な量の支援を提供することが難しい状況になっている。 行政が当事者の存在に気づいたらすぐに NPO などに連携することを許される仕組み作りが、孤独・孤立対策には有効である。	頂いた御意見を踏まえ、重点計画基本方針（４）②NPO 等との対話の推進において、「個人情報の取扱い（NPO 等の支援先となる者の個人情報をその同意の下で行政と NPO 等が共有すること等）に関する先行事例等の情報について、NPO 等や地方自治体への提供・共有を行う」と記載しています。
人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の機運醸成のためには、むしろ全国的なプラットフォーム以上に地域別のプラットフォーム形成支援が重要となります。そこで「全国的及び地域別のプラットフォームの形成の支援」と加筆することを求めます。 上記プラットフォームでは、福祉分野に限ることなく多様な NPO 等の連携が、結果として孤独・孤立に悩む市民への支援力を高めます。そこで「各種相談支援機関や、福祉分野に限ることなく多様な NPO 等の連携の基盤となる・・・」と加筆することを求めます。	まずは、各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの形成を支援することとし、その設立、取組状況の情報提供を行いつつ、地域の実情に応じた展開を検討していきたいと考えています。
プラットフォームの形成は必要だが、全国域レベルも生活圏域レベルも両にらみで形成支援が必要であるため、以下の通り表現の変更を提案します。 ・現：まずは（中略）連携の基盤となる全国的なプラットフォームの形成	まずは、各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる全国的なプラットフォー

の支援により、（中略）官民一体で孤独・孤立対策の取組を推進。 ・改案：まずは（中略）連携の基盤となるプラットフォームの形成の支援により、	ムの形成を支援することとし、その設立、取組状況の情報提供を行いつつ、地域の実情に応じた展開を検討していききたいと考えています。
「○まずは各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの形成の支援により、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の機運の醸成を図りつつ、官民一体で孤独・孤立対策の取組を推進。」を「○各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となるプラットフォームを、全国域と各地域で形成することを支援することにより、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の機運の醸成を図りつつ、官民一体で孤独・孤立対策の取組を推進。」と修正する。また、プラットフォーム形成そのものにも官が積極的にかかわり、官民連携して構築していくこと、ならびに開かれた場として運営されることを明確化する。 孤独・孤立に関する課題とそれに対応する取り組みは地域差が大きい。そのため、連携の基盤は地域ごとに形成されることがより重要である。	まずは、各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの形成を支援することとし、その設立、取組状況の情報提供を行いつつ、地域の実情に応じた展開を検討していききたいと考えています。
連携の基盤となるプラットフォームの形成支援については、全国的なプラットフォームの形成とともに、地域レベルでのプラットフォーム形成も支援することが必要と考えます。なお、地域レベルのプラットフォームづくりでは、地域ごとに社会資源の差も大きいことから、各地一律の方法を適用することなく、地域内の多様なステークホルダーが問題意識を共有し、取り組みを検討するような場の形成を支援することが望ましいと考えます。	まずは、各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの形成を支援することとし、その設立、取組状況の情報提供を行いつつ、地域の実情に応じた展開を検討していききたいと考えています。
各自治体の政策を孤独・孤立対策の観点で、意義、目標、施策を再設定することが重要と考えます。子ども食堂、生活困窮者自立支援事業、パートナーシップ制度、公共交通、外出支援・・・など各政策が各層で多岐に渡りますが、まちひとしごと創生総合戦略などの重要事項に位置付け、地方のあらゆるリソースを孤独・孤立対策の観点で統合することが重要だと考えます。	重点計画基本方針（４）④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備において、「地方に自治体における体制整備や、地域の実情に応じた施策の展開・底上げを支援するため、地方自治体に対し、政府の孤独・孤立対策に関する施策や先行事例・好事例等の情報の提供・共有を行う」と記載しています。

III.3. 孤独・孤立対策の重点計画の基本的事項

御意見	御意見に対する考え方
質的、量的に社会的アプローチ、ICT などを活用したビッグデータなどでのエビデンスの取得、孤独・孤立のメカニズムの解析を行い、自治体、NPO、プラットフォームへのフィードバックを求めます。	重点計画 4.孤独・孤立対策の施策の推進において、「政府においては、実態把握の調査結果を踏まえて、また、現場のデータを収集して利活用するための体制整備

	を検討しつつ、孤独・孤立に関連するデータや学術研究も利活用して、毎年度、本重点計画の各施策の実施状況の評価・検証を行う。」と記載しています。
本計画は、何年毎の改定になりますでしょうか。	重点計画4.孤独・孤立対策の施策の推進に記載されるように、毎年度を基本としつつ必要に応じて見直しの検討を行います。

孤独・孤立対策全体について	
御意見	御意見に対する考え方
孤独対策を国や地方公共団体が行うことには反対です。個人がどのようにその人の生を生きるかはその人の自由であり、公権力や他者が介入する性質のものではありません。憲法 13 条の自己決定権に対する侵害、抵触となりうる懸念があります。	重点計画の基本理念（１）において、「孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり」「また、孤独・孤立は当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることを踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」とされています。 また、「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要である。」とされ、「孤独」の問題への対応については、個人の内心に関わる点に留意しつつ、問題の状況に応じ

	て必要な対応は当然行うことが求められる。」と記載されているところです。
「孤独・孤立対策」は、無駄な財政コストが掛かるので、私個人は反対です。また、「孤独・孤立」して、何が悪いのでしょうか。	重点計画の基本理念(1)において、「孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり」「また、孤独・孤立は当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることを踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」とされています。 また、「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要である。」とされています。
どの段階で支援の収束を判断されるのかについても議論いただきたいです。特に民の取組は、よりニーズの強い方の方へ対象が移ると懸念されます。	重点計画基本理念 p.6において、「政府の孤独・孤立対策においては、・・・当事者や家族等が「望まない孤独」及び「孤立」を対象として、その実態や当事者・家族等のニーズに応じた施策を有機的に連関させて取組を進める。」とされています。
全体的に絆を強めることを謳っていますが、自殺稀少地域研究では、「近所付き合いがゆるい」など人間関係は密過ぎないことがあげられています。緩いつながりか、強いきずなかといったイデオロギーの対立は息苦しいので、「つながり方が選べる社会」を目指すべきではないでしょうか。	重点計画基本理念(1)において、「多様な形がある孤独・孤立の問題については、孤独・孤立の一律の定義の下での所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族等の状況等に応じて多

	様なアプローチや手法により対応することが求められる。」としています。
全体的に、いわゆる福祉施策として限定的に捉えている印象を受けます。孤独・孤立に至らないための予防的観点では、多様な他者とのつながりが重要です。福祉的サービスを提供する NPO 等だけではなく、例えば里山保全活動に取り組む NPO 等への活動参画を通じた人と人とのつながりが、人生につまづいた時に支え合い、悩みを打ち明けられる関係性につながることもあります。「手段」としての福祉的アプローチに焦点を当て過ぎることなく、「結果」として孤独・孤立の予防・解消に寄与することが期待される多様なつながりやその促進にも焦点を当て、視点を広げていただきたいと考えます。	頂いた御意見を踏まえ、「(3) ①居場所の確保」の冒頭に、「人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保」と記載しました。 また、重点計画の基本理念で、孤独・孤立対策においては、予防の観点が重要である旨を記載しました。(p.5)
ネットの情報を鵜呑みにし、事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐためにも、子供の意思で即日、家庭から安全に逃れられるシェルターが必要と思います。 認知行動療法によって、認知を是正する支援が必要と思います。公認心理士やプロの心理的援助に対する財政的援助をお願いします。公認心理士の信頼性と境遇をよくする必要性があります。孤立している当事者は、複雑な困難を抱えており、また精神障害を発症することが多く、現在の相談窓口への申請主義が、支援に繋げにくい状況を生んでいると思います。 社会福祉士、精神保健福祉、介護福祉士、公認心理士、ベースとなる資格を持つ人は、たくさんいます。定年退職した世代が、セカンドキャリアとして対人支援職をするようになったら、シニアの生き甲斐にもなるのではないかと。そういう立場の人が個人に寄り添い、困難を分析し、それぞれの困難に対応する社会資源を探し、支援をコーディネートしたらいいと思う。 やりがい搾取にならないよう、適正な対価が与えられる仕組みをつくることも大事です。ケアする人の労働環境は今、劣悪で、余裕をもって、困難にある当事者への対応は難しいです。また守秘義務があることで、その支援の中身が不透明になりがちです。ケア労働の現場で働く人の声を聞き、介入できる第三者も必要と感じます。対人援助、ケアという行為が、人々の暮らしを豊かにする仕組みづくりを行うため、現場の人の声を、もっと聞いてほしいです。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
「精神疾患の孤独・孤立」対策案をお伝えいたします。 精神疾患に対する偏見を無くす 1. 個々の偏見を無くす ○義務教育(小学校高学年) から精神疾患教育を行う(文科省) ○教員・保護者への教育、リーフレット作成、配布(文科省) ○当事者・家族へ病院・保健所などから積極的に「心が弱いからなのではない」「育て方のせいではない」を伝える。リーフレット作成(厚労省) 2. 社会の偏見を無くす ○CM の活用(内閣府・厚労省) ○ポスターによる啓発(内閣府・厚労省) 精神疾患に対する偏見がなくなり、発症時および回復過程での孤独・孤立が軽減されるようお願いいたします。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
既存の公的事業をリニューアルしたり、組み合わせたりしながら支援につなげることも重要と考える。新規事業を立ち上げることは、各自治体にとっ	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせて

ては大きな負担と考える。現在ある、様々な支援策の幅を広げることで対応できる対象が広がるように感じる。 例： ☆若者サポートステーションと連動した居場所機能の設置 ☆合宿型集中訓練プログラムの活用 就労目的だけではなく、利用できるスキームに転換（住環境＋自立支援）を一体型で実施できるスキームは現在これだけである。コロナ禍で失職と同時住居を失った方や養護施設・少年院を出院した、ニート・ひきこもり状況の方など幅広く対応できると考える。生活支援と自立支援を同時に実施することで、孤立の長期化を防ぎ、福祉に頼らず生きる道筋を作ることが可能と考える。これに関して宿泊型の支援になるので、交通費と自己負担分を捻出できれば全国どこからでも参加できる。地方山間部、離島等で孤立する方にも有効と考える。 ☆障害者委託訓練事業の有効活用 実施団体のプログラムプランクの有る方向けカスタマイズし、利用の特徴を困窮窓口等広く周知することで、就労準備支援的に活用できると考える。 ☆外国人・海外にルーツの方々支援 今後の特定技能実習生の長期滞在も始まることから、その家族に対する支援も重要となってくることが予想される。日本語・教科学習や就労支援も重要となってきた実情がある。当法人では、海外ルーツの方の支援を長年実施しており、受託している若者サポートステーション事業と連動しての就労支援も実施している。両方のスキルを組み合わせることで円滑に社会参加を実現できる素地を作っている。	いただきます。
今後の孤独・孤立対策にとって大事なものは、今までになかった社会的取り組みに官民が一緒になって一つの方向に向かって動き出すことです。海外に在って日本に無いものの一つに民間が作る「スポーツ・文化クラブ」があります。私はブラジルのクラブの会員ですが、このクラブは約 120 年前にイタリア系移民の人たちが中心になって創設した完全な民間組織で現在約 15,000 人の会員がいます。今のサンパウロの町がまだ存在しなかった時代に町の中心に 45,000KM の土地を購入し、その後会員の力によってのみ現在のスポーツ・文化クラブを作り上げました。クラブには、駐車場、ナイター設備もあるサッカー場、テニスコート 10 面、体育館、スイミングプール、シアター、ジム、保育園、図書館、理美容室、レストラン、ジョギング、シャワー室付きロッカー、等一つの町ともいえるクラブです。会員の年代は高齢者・中年・若者・子どもの 3 世代で常に活気にあふれた雰囲気があり、若いママさんたちも子どもとは別に自分たちにあったライフスタイルを満喫できます。ブラジルでは町の大きさに関係なく、どこへ行ってもこのようなクラブがあります。職場・学校という通常の生活サイクルから離れて自分の好きなことに自由に取り組める場としてのクラブの存在はとても大きなものがあり、それが毎日のエネルギーを生み出す要因とも言え、孤独・孤立とは無縁の生活空間は人間の生にとって限りなく大切なものと考えます。日本では官が、余っている土地を民間に提供することで大小さまざまなスポーツ文化クラブの出現が可能になると考えます。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

孤独・孤立の当事者として外国人を想定しているところ、「孤独・孤立に関するフォーラム」のテーマに外国人が含まれておらず、外国人特有の悩みやニーズを踏まえた施策の検討が困難であることが懸念される。重点計画の決定前に、外国人当事者や支援者の意見を聴取し、ニーズを十分に把握した施策の検討を行うべきである。 「孤独・孤立対策の現状」において、生活困窮による不安や悩みが孤独・孤立の問題につながる様子が分析されているところ (p.3)、日本で暮らす外国人の中には、生活保護を利用することができず、就労が許可されないなど、生きていくことすらも困難な状況に置かれる者がいる。孤独・孤立対策は「精神的な状態 (p.6)」や「つながりや助けのない状態 (p.6)」に対処するものであるとされるが、その前提として、まずは、日本で暮らす誰もが生活困窮に陥ることなく、最低限の生活を保障される施策が実施されるべきである。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
--	--

その他	
御意見	御意見に対する考え方
非正規雇用の増大と飲食や小売サービス業を中心とした第三次産業従事者が増大している中、非正規雇用者は有給を取得しにくかったり、平日休みの層は休みが合わず人と会う機会が少ないことで他人と関わるのが困難な状況が合ったりと、正規雇用者との間にある、使える時間の格差があり、その解消は重要だと思うのですが、年間休日数やその質(土日祝休めるかやGW、年末年始等の休み)、自由に使える時間(と時間帯)と友人数やパートナーの有無人数、未婚率の相関についての国家による調査が無い(と思う)のでそれを元に政策を立てられる様に調査して欲しいです。 祝日や有給に関しても雇用期間の制限から日数が不利になる非正規雇用を完全に考慮に入っていない制度が続いていると思います。	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。
子供・若者・女性だけが目立ち、子供・若者・女性だけへの支援の様に感じる。そこに、大人・中年・高齢者・男性は、含まれていない事を強く抗議する。「ヤングケアラー」の問題・課題は、何も、子供若者だけではなく、性別年齢世代関係なく、祖父母・親・きょうだい・配偶者間の看護・介護する、子供がいない単身未婚者。子供の介護・介護協力を得ない、中年・高齢者にも、共通する事は、全国各地、看護・介護を苦に、自殺・無理心中・看護介護が必要なものを、介護する者が、殺める事が、かなり相次いでいるにもかかわらず、子供・若者・女性だけで、祖父母・親・きょうだい・配偶者間の看護・介護する、子供がいない単身未婚者・子供の看護・介護協力を得ない、中年・高齢者を何故、省くのか。	重点計画基本理念 p.4 における注では、「孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者の例として」、「中高年者」「独居高齢者」を記載するとともに、「孤独・孤立は誰にでも起こり得ることから、対策はすべての国民が対象となる。」とされています。
「チャイルド・ヤングケアラー」という名称を、変更し、子供がいない単身未婚者の、中年・高齢者。子供の看護・介護協力を得ない中年・高齢者も、支援に含めるべき。 「チャイルド・ヤングケアラー」の逆で、難病・障害を持つ中年の子供の看護・介護を、高齢の親が一人で、ご自身も、看護や介護を受けながら、親子で、看護・介護を受けている問題を、軽視し、無視し過ぎである。社会問題・社会背景から、子供・若者・女性以上に、一番、重要視しないとならな	頂いた御意見は、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

い中年（団塊ジュニアの就職氷河期世代・就職氷河期世代・バブル世代である、50代）高齢者、60歳以上は無視されている。子供・若者・女性が抱えた孤独・孤立問題と、今年就職氷河期世代である、42歳以上の中年・高齢者が抱えた、孤独・孤立問題とは根本が違う。

政府は「就職氷河期世代」への支援についての中で、世代が、10年間という事を認めていながらきちんと明確な、次期を区切らず「就職氷河期支援」も、いい加減なものになっている。共通点は、平成の始めの、バブル崩壊・阪神淡路大震災・不良債権処理の影響を、多大に受け、貯蓄も全然ないか、ほとんどなく、無所得・無年金・現在、全国の最低労働賃金にも満たない金額で、今日明日の生活・生死かかった生活を、余儀なくされている、今年42歳以上が、非常に多い。にもかかわらず「生活保護」受給で、生活保護費から、就労・年金分差し引きされ、低所得・貧困・生活困窮は、変わらない。生活保護以外、支援金が全然ない。金銭が無いと、何も出来ず、何処にも行けず、誰とも会わない、引きこもりになり、孤独・孤立が、どんどん進む。

「就職氷河期世代」支援を

- 「就労に、配慮が必要な、基礎疾患・難病・障害がある、昭和46年1971年4月生まれから、昭和50年1975年3月生まれの「団塊ジュニアの、就職氷河期世代」
- 「昭和46年1971年4月生まれから、昭和50年1975年3月生まれの「団塊ジュニアの、就職氷河期世代」
- 「就労に、配慮が必要な、基礎疾患・難病・障害がある、団塊ジュニア世代以外の、就職氷河期世代」
- 「団塊ジュニア世代以外の、就職氷河期世代」と、それぞれに立場が違うので、区分分けと、支援変更をし「孤立・孤独支援」を。

月収は、同じなのに、

- 勤務開始時間が、8時台か？9時台か？で、自宅を出る、出勤時間が、かなり異なり、差がある。
- 勤務終了時間が、17時台か？18時か？で、職場を出て、自宅に帰り着く時間が、かなり異なり、差がある。
- 1日の実働が、フルタイムの8時間か？7時間か？で、1日の日給に、差が生じ、月給に大きな支障がある。
- 1週の実働が、5勤か？完全、6勤か？で1週の週給に、差が生じ、月給に大きな支障がある。
- 1ヶ月の実働が、平均21日・22日のところがあれば、23日のところもあり、1ヶ月の休日が、毎週完全週休2日もあれば、月1回、週5勤。2回週5勤。3回週5勤。職場カレンダーで、月・期間により、週6勤。この差は、かなり大きすぎる。

祝日出勤で、代休がない。完全週休2日だが、祝日出勤で、代休がない。夏季休暇が3～5日、冬期休暇が1～7日とバラバラで、格差がありすぎ、早朝や夜中の勤務時間帯や、土日祝日・お盆年末年始の休みではない場合、実働時間が長すぎる、最悪な環境で、働いている方々は、時間に余裕がなく、何も出来ず、引きこもりがちになり、孤独・孤立している。

政府が、法律で、完全週休2日、週5勤。祝日代休取得義務化。朝8時台からの勤務はなし、9時から。お昼休憩が、45分・50分・60分も必要か？45分の処は、15分短縮。50分の処は、20分短縮。60分の処は、30分短縮

し、9時から、17時30分迄の間の、実働8時間労働が出来る。夕方17時半以降の勤務はなし、17時30分迄に、終わらせる。 お盆は、完全週休2日制を入れず、6日間の休暇。年末年始は、完全週休2日制を入れず、6日の休暇。年間、完全週休2日制を入れず、計12日間の休業・休暇取得の義務化。 月0円から、13万7千759円の収入所得者に対して、年金保険料・健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療・医療費・介護サービス料の無償化を含めた、減免で、金銭的負担を排除させ、何も出来ず、引きこもりがちになり、孤独・孤立している事を、解消。 本業、副業の労働所得収入・金融不動産所得・労災・傷病手当・失業保険給付・職業訓練給付・障害者年金・障害者手当・老齢年金合算月0円から、現在は、13万7千759円の者収入所得者に対して、現在は、月13万7千760円（全国の最低労働賃金のフルタイム8時間、週5日勤務で、月平均21日勤務の月収）になる様、生活保護を、差し引かず、差額保障支援給付。何も出来ず、引きこもりがちになり、孤独・孤立している事を、解消。（子育て世代・子育て世帯のうち、 ●児童手当。 ●親が、障害者で「障害者手当」・「障害者年金」（子の加算金）が、支給されている。 場合、案外 ●子供が障害児で「特別児童扶養手当」・「障害児福祉手当」が、支給されている。 ●未入籍のまま・離婚ひとり親も含め「児童扶養手当」が、支給されている。 ●「（兵庫県明石市の様な）公的資金からの養育費立替」も、支給されている。 で、二つ以上の、公的子育て支援金と言う、人さまの大血税を、タダで、子供の人数分、公的子育て支援金だけで、1世帯につき、月10万円近くから、20万円以上働かずして、支給されている「公的、子育て支援金格差さベル」を、早急に、見直し、その分を、子育て以外子供がいない単身未婚者・子供がいない既婚者・子供はいるが、既に成人。高齢者に、公平平等・均等に、しっかり、分配するべきである。 基礎疾患・難病・障害を持つ中年の子供の、看護・介護を、高齢の親が、ご自身も、基礎疾患・難病・障害があり、看護・介護を受けながら、子供の世話を、60代以上の親がしていて、孤立している為、支援。 独居者・難病・障害者・高齢者の孤独・孤立支援の為、介護サービスで、ヘルパーを利用しなくても移動も含めた、体力・高所作業。雨降り、風がきつい日、暴風。猛暑の時間帯、日の大量の買い物を、自宅迄持ち帰る事を、サポートする支援の義務化。 働き方が、多種多様しすぎ、一律、固定化してない為、平日9時から17時台迄、勤務で、土日祝日・お盆・年末年始カレンダー通りしか休みでないとところも多く、同じ様に、土日祝日・お盆・年末年始カレンダー通り休みで、平日の9時15時・17時台しか、開庁・開店していない、役所・官公庁・金融機関の窓口処理の手続きが、出来ない事が多すぎ、孤独・孤立を感じる方々も多いので、月1日か、2日、土曜日・日曜日・祝日開庁・開業させる事を	
--	--

義務化など、対策・対応支援。 働き方が、多種多様しすぎ、固定化してない為、平日 9 時から 17 時台迄、勤務で、土日祝日・お盆・年末年始カレンダー通りしか休みでないところも多く、孤独・孤立を感じる方々も多いので、同じ様に、土日祝日・お盆・年末年始カレンダー通り休みの、小規模から、大規模の総合病院・大学病院の診察時間と、院外処方箋薬局を、平日の、夕方から、夜間。土日祝日お盆年末年始も開院する事を、義務化にするか。どんどん増やし、各自治体市町村に、1 つ以上は、設ける事。政令市の区は、全区に設ける事を、義務化。 障害者デイサービス・ショートステイ。高齢者デイサービス・ショートステイ。は、同居・扶養・介護・看護する、家族にとって、唯一のレスパイトや、生活が懸かった就労と両立出来る唯一の時間であり、介護解雇・介護離職・なかなか再就職出来ない原因が、デイサービス・ショートステイの送迎時間帯であり、孤独・孤立を感じる方々も多い。大人の障害者・高齢者の看護・介護は、子供の、託児所・保育園・保育所・こども園の保育と同じであり、大人の障害者・高齢者のデイサービス・ショートステイは、子供の、託児所・保育園・保育所・こども園の保育と同じく、施設側が、朝に迎えに来てくれる時間帯を、6 時台・7 時台の早朝。夜に送ってくれる時間帯を、18 時・19 時以降の夜間。24 時間、365 日開放で、何時の時間預けても、迎えに行っても OK にする施設を、義務化にするか。どんどん増やし、各自治体市町村に、1 つ以上は、設ける事。政令市の区は、全区に設ける事を、義務化。 高齢者世帯・年齢世代性別問わすの独居者の、孤立・孤独解消の為、午前・午後・日の安否確認支援の義務化。 孤独・孤立解消の為の「介護保険」について「旧優生保護法」の廃止により、障害者も、子供を設ける事が、出来る様になった。「発達障害支援法」の制定により「発達検査」が受けやすくなり「発達検査」で「知的障害」・「発達障害」と診断される者の、かなりの増加で、子供のうちから。若者が、介護福祉サービスを受ける者のかなりの増加から「高齢者」の介護サービスと「障害者」の福祉サービスと、同じ内容・同じ施設利用も多い為、「介護福祉保険」と、名称を変更し、出生届を提出した、新生児の 0 歳から、39 歳にも、強制義務加入させ「介護福祉保険料」を、支払う事を義務化させる。 丁度、うまい具合に、就職氷河期最後の生まれ年学年、昭和 54 年 1979 年生まれを基軸に、和暦でも、西暦でも、5 年ごとに区切れるので、5 年ごとの生まれ年別の、様々な統計数字が、作成出来るので、生涯子供がいない。未婚。兄弟・親の看護・介護。孤独・孤立過大ななど、是非、早急に作成し、公表をして欲しい。	
パブリックコメントを通じて集められた意見がしっかりと時間をかけて吟味、検討され、最終的な重点計画に反映されることを期待します。一回の有識者会議での、数分程度での対応検討にとどめないよう切に願います。 パブリックコメントを通じて集められた意見に対し、事務局及び有識者会議出席者としての意見をそれぞれ付与し、どのように対応したかを一覧化したものが公開されることを求めます。	頂いた御意見を踏まえ、また有識者会議での議論を踏まえ、本資料をとりまとめ公表したところです。

パブリックコメントの扱い方を提案し、検討結果を対比表にて公表することを要望します。 よりよい重点計画にするため、パブリックコメント一つひとつの意図をよく理解し、反映できるかどうかを有識者会議でしっかりと協議してください。 少なくとも、事務局で整理した意見を有識者が秒殺で承認する、といった扱いをすることのないようお願いします。 パブリックコメントの採否について、一つひとつの意見をどのように検討、判断し、採否の結果を一覧化して公開してください。	頂いた御意見を踏まえ、また、有識者会議での議論を踏まえ、本資料をとりまとめ公表したところです。
孤独・孤立対策に関するパブコメの募集期間が短いです。孤独・孤立の人は素早く動く、アクティブな人が少ないと思うのでもう少し気長に募集していただきたいです。	頂いた御意見は、今後の重点計画見直しの際の参考とさせていただきます。